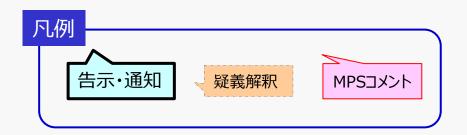


## 日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

# 地域支援体制加算2~4 「実績基準 **3**重複投薬・相互作用等防止加算等の実績」

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠 日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美 日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一



資料No.20220624-2001(3)

本資料は、2022年6月17日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

### 地域支援体制加算2~4の施設基準

加算2:調剤基本料1+加算1実績(①・②・③と④又は⑤) + 3項目以上

加算3:調剤基本料1以外 + 麻薬免許 + 3項目以上(◆、◆)必須)

加算4:調剤基本料1以外 + 8項目以上

地域医療への貢献に係る体制

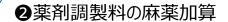
処方箋受付回数1万回当たり(※1)

❶時間外等加算、

夜間·休日等加算

400回以上







10回以上

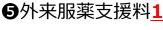
③重複投薬·相互作用等防止加算等 40回以上 処方箋 ·A錠 ·B錠 <del>- Cカプ t</del>

4かかりつけ薬剤師指導料等



【加算3は必須】

40回以上





12回以上



⑥服用薬剤調整支援料1⋅2



1回以上



●単一建物患者1人場合の

在宅薬剤管理(※2)

【加算3は必須】





图服薬情報等提供料

60回以上

【情報提供書】  $\bigcirc\bigcirc$ 服薬状況について

併算定不可で相当の業務を 行った場合も含む(要記録)

- ●特定薬剤管理指導加算2
- 調剤後薬剤管理指導加算
- ●服用薬剤調整支援料2

❷認定薬剤師が

地域の多職種連携会議参加(※1)



薬局1軒当たりの回数/年

5回以上

※1:届出時は直近1年間の実績、継続時は前年3月~当年2月の実績で判定(処方箋受付回数は前年3月1日から当年2月末日までの回数)

※2:2022年3月31日時点で、●を満たすとして改定前加算を届出ていた薬局は、●在宅実績について1年間の経過措置あり



## 実績要件の判断期間

届出	実績要件の判断期間	処方箋受付回数の期間	加算適用期間
<ul><li>新規</li><li>・区分変更</li></ul>	   届出時の直近1年間 	前年3月1日から 当年2月末日までの1年間	届出受理の翌月から当年度末まで
•区分継続	前年3月1日から 当年2月末日までの1年間	前年3月1日から 当年2月末日までの1年間	当年4月1日から翌年3月末日まで

## 新規届出又は区分変更による差額

調剤基本料				差額(処方箋受付1回あたり)
調剤基本料 1	届出なし[0点]	$\Rightarrow$	加算 2 [47点]	+47点
	加算1[39点]	$\Rightarrow$	加算 2 [47点]	+8点
調剤基本料 2・3	届出なし[0点]	$\Rightarrow$	加算3[17点]	+17点
	届出なし[0点]	$\Rightarrow$	加算4[39点]	+39点
	加算3[17点]	$\Rightarrow$	加算4[39点]	+22点
特別調剤基本料	届出なし[0点]	$\Rightarrow$	加算 3 [14点]	+14点 (17点×0.8=13.6⇒14点)
	届出なし[0点]	$\Rightarrow$	加算4[31点]	+31点 (39点×0.8=31.2⇒31点)
	加算3[14点]	$\Rightarrow$	加算4[31点]	+17点

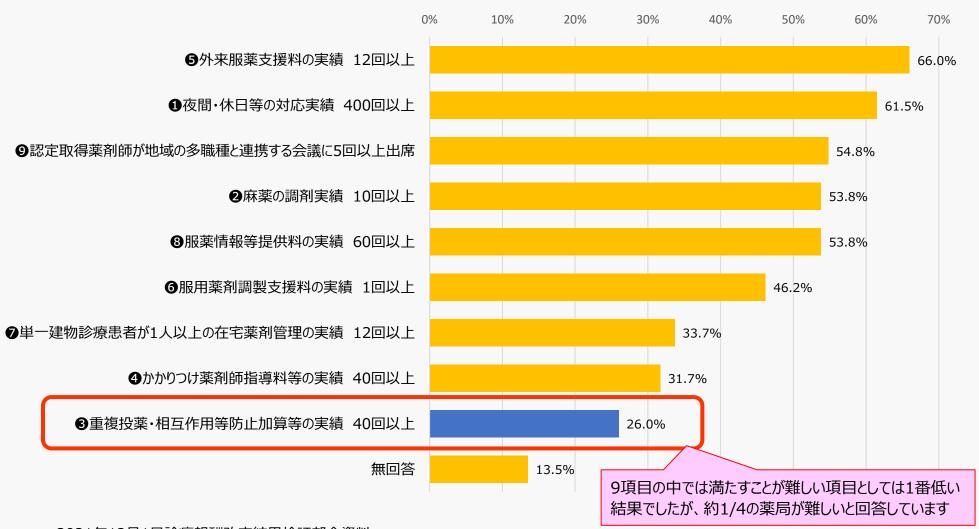
特別調剤基本料算定薬局は20%減算規定があるため、加算に0.8をかけて小数点第一位を四捨五入した点数を算定します



### 実績項目のうち満たすことが難しい項目



#### (地域支援体制加算未届施設のうち、調剤基本料1以外の算定薬局、複数回答)



2021年12月1日診療報酬改定結果検証部会資料

「令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和3年度調査)の報告案について\_検-6-2」をもとに日医工(株)が作成



## 「3重複投薬・相互作用等防止加算等の実績」について

【要件】重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の

算定回数の合計が40回以上※であることが必要です。

※処方箋受付回数 年1万回当たり

【実績の範囲】・重複投薬・相互作用等防止加算の算定実績

・在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の算定実績

・かかりつけ薬剤師包括管理料算定患者へ重複投薬・相互作用等防止加算及び

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料に相当する業務を実施した場合の実施回数

(※薬歴等へ詳細な記載が必要)

名称	内容	点数	
重複投薬・	薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して	イ 残薬調整に係るもの以外	40点
相互作用等防止加算	照会を行い、処方に変更が行われた場合に算定 (処方箋受付1回につき)	□ 残薬調整に係るもの	30点
在宅患者重複投薬・	在宅患者訪問薬剤管理指導料等(※)を算定している患者に対して、薬剤服用歴の記録又は患者及びその家族等か	イ残薬調整に係るもの以外	40点
相互作用等防止管理料	らの情報に基づき処方医に対して連絡・確認を行い処方の変   更が行われた場合に算定   (処方箋受付ごとに)	□ 残薬調整に係るもの	30点

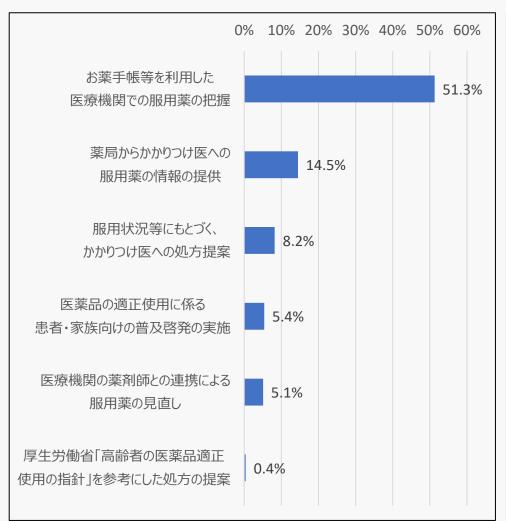


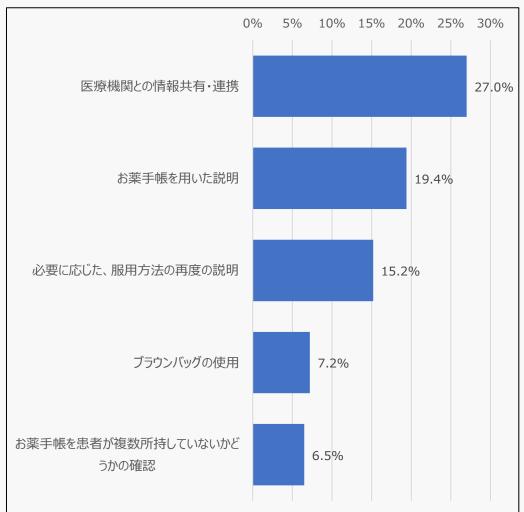
#### 重複投薬・残薬解消への取組み効果があったもの



ポリファーマシー解消・重複投薬削減への取組のうち特に効果があったもの(単数回答、無回答・その他除く) n=839

残薬調整への取組のうち特に効果があったもの (単数回答、無回答・その他除く) n=837





2021年12月1日診療報酬改定結果検証部会資料

「令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和3年度調査)の報告案について\_検ー6-2」をもとに日医工(株)が作成

## 満たすことが困難な主な理由として考えられるもの

#### 患者の服用薬の把握

- ●2022年度改定で基準が「常勤薬剤師1人当たり」から「処方箋受付回数1万回当たり」へ変更され、 基準と実績の乖離が小さくなった場合もございます
- ●改めて、実績回数をご確認いただき、基準と実績の乖離が少ないようであれば、再度、下記の対応等についてご検討されてみてはいかがでしょうか

#### 【考えられる対応策の一例】

#### ICT活用による服用薬の把握

・電子版お薬手帳の導入 ・オンライン資格確認を活用した薬剤情報の取得

2023年1月に本格的導入が予定されている電子処方箋ではリアルタイムでの重複投薬がより把握しやすくなることも想定されます

#### 医薬品の適正使用にについて患者、家族への普及・啓発

・チラシ等の作成、掲示・ホームページ等での案内・患者教室等の開催

それでも難しい場合は・・・

他の8項目で満たすことを目指す



### 2022年度改定対応 調剤報酬全点数解説シリーズ

各点数の具体的な算定要件を解説した資料や解説動画を医療従事者向けサイト「Stu-GE(スタジー)」で公開しています

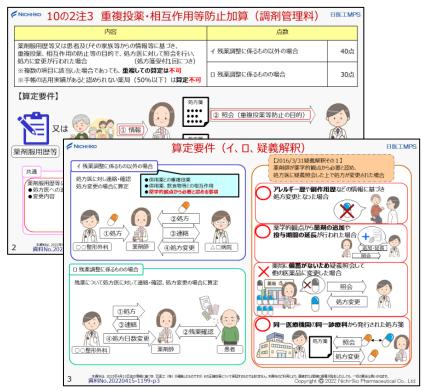
#### 重複投薬・相互作用等防止加算

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi\_documents/1028



動画掲載ページに遷移します (2022/5/11掲載)





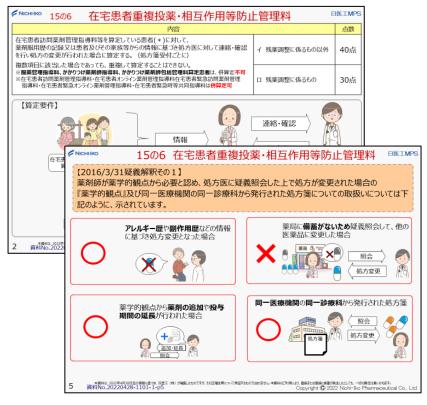
#### 在宅患者·重複投薬相互作用防止管理料

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi\_documents/1042



動画掲載ページに遷移します (2022/5/20掲載)









# 日医工がお届けする Stu-GE は、

#### 医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける テーマ別 情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ●調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC / PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ●その他医療制度に関する情報

会員登録は、

無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1

メールマガジンの受信

会員特典2

会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録



パソコン画面で入力

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index